

財団法人 富士山をきれいにする会 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人富士山をきれいにする会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市北口二丁目6番10号に、従たる事務所を山梨県富士吉田市下吉田1842番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の象徴である富士山及び富士北ろく地域に関する有形無形の文化財を保護するとともに、富士山及び富士北ろくを中心とした文化、観光、厚生、振興と公德心の高揚、美化啓発をはかり、もって美しく清らかで快適な富士山・富士北ろくをすることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 富士山・富士北ろくの自然景観の保護
- (2) 富士山・富士北ろくに関する文化財の保護
- (3) 富士山・富士北ろくの環境整備と美化清掃
- (4) 富士山・富士北ろくを中心とした厚生・観光・文化活動の振興
- (5) 観光地の適正な利用のために必要な施設の整備、維持、管理
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金及び出資金
- (3) 負担金及び補助金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 会費収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は次の各号に掲げる資産をもって構成する。
 - (1) この法人の設立に際して基本財産とされた資産
 - (2) この法人の設立後、基本財産として指定して寄付された資産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した資産
- 3 運用財産は基本財産以外の資産をもって構成する。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は理事長が管理する。

- 2 資産の管理方法は理事長が理事会の議決を経て別に定める。
- 3 基本財産は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、山梨県知事の承認を得なければこれを処分し、又は担保に供することができない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の事業に要する費用は運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

第9条 この法人には特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 理事長は、事業計画及び収支予算を編成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、山梨県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は事業計画及び収支予算の変更について準用する。ただし、軽微の変更についてはこの限りではない。

(事業報告及び収支決算)

第11条 理事長は、毎会計年度終了後3箇月以内に事業報告書、収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を作成し、監事に提出してその監査を受けなければならない。

2 監事は前項の書類を受領したときは、これを監査し監査報告書を作成して理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について理事会の議決及び評議員会の同意を経て、毎会計年度終了後3箇月以内に、これらを山梨県知事に届け出なければならない。

(剰余金の処分)

第12条 毎会計年度の決算において剰余金を生じたときは、理事長は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、その全部又は一部を基本財産に編入し、又は翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 会長及び役員

(会長)

第14条 この法人には会長を置くことができる。

2 会長は理事会において選任する。

3 会長の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の種類)

第15条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 常務理事 2人以内

(3) 理事(理事長及び常務理事を含む) 10人以上15人以内

(4) 監事 2人

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長及び常務理事を選任する。

3 理事、評論員及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、同一の親族その他特別の利害関係にある者が占める割合はそれぞれ理事現在数の3分の1以下とし、同一の業界の関係者が占める割合は理事現在数の2分の1以下としなければならない。

(役員職務)

第 17 条 理事長はこの法人を代表し、会務を統括する。

- 2 常務理事は理事長を補佐し業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が 欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は民法第 59 条で定める職務を行う。

(役員任期)

第 18 条 役員任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選出された役員任期は、それぞれ前任者又は他の役員任期期間とする。
- 3 役員は辞任した場合又は任期満了後も後任者が就任するまではなおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があったとき

(役員報酬)

第 20 条 役員は無報酬とする。ただし理事長が理事会の議決を経て指定する役員には報酬を与えることができる。

- 2 前項の規定により指定された役員報酬額は、理事長が理事会の議決を経て決める。これを変更する場合も同様とする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 21 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 22 条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(招集)

第 23 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は毎会計年度1回の定例理事会を招集するほか、理事長が必要と認めるときあるいは理事の 3 分の 1 以上又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合に理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには理事に対し会議の目的たる事項及びその内容と日時、場所を示して、あらかじめ文書で通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 理事会の議長は理事長が当たる。

(定足数)

第 25 条 理事会は理事現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定がある場合を除き、出席理事の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由で会議に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面で表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

- 2 理事長は緊急を要する場合は書面で賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過
- 2 議事録には出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名しなければならない。

第 6 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 28 条 この法人の評議員の数は、10 人以上 15 人以内とする。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 第 18 条、第 19 条及び第 20 条の規定は、評議員会において準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び権能)

第 29 条 評議員会は、評議員をもって構成する

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 第 25 条から第 27 条までの規定は、評議員会において準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 7 章 名誉会長、顧問、常任参与及び参与

(名誉会長、顧問、常任参与及び参与)

第 30 条 この法人に名誉会長、顧問、常任参与及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問、常任参与及び参与は、理事長が理事会の議決を経て委嘱する。

(名誉会長、顧問、常任参与及び参与の職務)

第 31 条 名誉会長、顧問、常任参与及び参与は理事長の諮問に答え、理事長に対し意見を述べ、又は事業に参画することができる。

(名誉会長、顧問、常任参与及び参与の任期)

第 32 条 名誉会長、顧問、常任参与及び参与の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 新たに委嘱された名誉会長、顧問、常任参与及び参与の任期は委嘱された際、在任中の名誉会長、顧問、常任参与及び参与の残任期間とする。

第 8 章 常任実行委員及び実行委員

(常任実行委員及び実行委員の選出等)

第 33 条 この法人に常任実行委員及び実行委員を置く。

- 2 常任実行委員及び実行委員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 第 18 条、第 19 条及び第 20 条の規定は、常任実行委員及び実行委員において準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは「常任実行委員」又は「実行委員」と読み替えるものとする。

(常任実行委員の職務)

第 34 条 常任実行委員は常任実行委員会を構成する。

- 2 常任実行委員会は理事長が招集する。
- 3 常任実行委員会は理事長の諮問に答え、理事長に意見を述べることができる。
- 4 常任実行委員は、この法人の事業にリーダーとして参画する。

(実行委員の職務)

第 35 条 実行委員は、この法人の事業にリーダーとして参画する。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 36 条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営について必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第 10 章 会員及び賛助会員

(会員)

第 37 条 この法人の目的に賛同する個人、団体及び法人は、この法人の会員となることができる。

- 2 会員はこの法人の行う事業に参画することができる。

(賛助会員)

第 38 条 この法人の目的に賛同する個人、団体及び法人は、この法人の賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は理事長が理事会の議決を経て定める賛助会費を負担するものとする。
- 3 賛助会員は、この法人の行う事業に参画することができる。

第 11 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 39 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、山梨県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 40 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、山梨県知事の認可を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 41 条 この法人の解散の際に有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、山梨県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する法人に寄付するものとする。

第 12 章 補 則

(施行細則)

第 42 条 この寄附行為の実施に必要な細則は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず、許可の日から昭和 58 年 3 月 31

日までとし、この法人の設立当初の会計年度及び、次の会計年度における事業計画及び収支予算は第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会長及び役員は、第14条第2項並びに第16条第1項、第2項、第3項の規定にかかわらず別紙名簿のとおりとし、その任期は第14条第3項並びに第18条第1項の規定にかかわらず、昭和58年3月31日までとする。

昭和57年3月18日 設立

平成10年8月12日 一部改正